

函館市耐震改修促進計画（改定）の概要

1 計画の位置付け

市町村の定める計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」において、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき策定される「北海道耐震改修促進計画」を踏まえ策定に努めることとされている。

この度の改定は、北海道の計画が令和3年（2021年）4月に改定されたことおよび当市の計画の計画期間が令和2年度（2020年度）をもって満了したことに伴い、これまでの計画の評価や次期目標の設定などを行い、引き続き、建築物の耐震化を促進する次期計画として改定するものである。

2 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間

3 改定の主な内容

（1）SDGsとの関連付け

本計画をSDGsの実現に資するものとして位置付けることの追記

（2）耐震化率の現状（実績）と次期目標

区分	平成27年度 (2015年度) 実績	令和2年度 (2020年度) 目標	令和2年度 (2020年度) 実績	令和7年度 (2025年度) 目標
住宅	86.1%	95%	90.6%	95%
多数利用建築物 うち市有建築物	86.3% 90.0%	95%	91.8% 95.9%	耐震性が不十分な 建築物をおおむね解消
要緊急安全確認大規模建築物	37.8%		91.9%	

（3）今後の主な取組

継続して行う主な取組	新たに行う取組
<ul style="list-style-type: none">住宅の耐震診断・耐震改修に係る補助制度の活用について周知する。多数利用建築物および避難路沿道建築物の耐震診断・耐震改修の実態把握に努める。既存のブロック塀の適正な維持管理等の周知を行い、情報提供や安全確保の啓発に努める。	<ul style="list-style-type: none">住宅を対象とした簡易的な無料耐震診断を実施し、耐震改修への足がかりとなるよう、意識啓発を図る。多数利用建築物および避難路沿道建築物の所有者個別に耐震化の重要性などを説明し、必要に応じて耐震改修を実施するよう<u>指導・助言等を行う。</u>通学路等の沿道の<u>ブロック塀の実態把握</u>とともに、危険なブロック塀の所有者に対し、<u>改善指導を行う。</u>